

稲葉振一郎『社会倫理学講義』の書評

浅野幸治

ここでは、稲葉振一郎『社会倫理学講義』（有斐閣、2021年）を批評する。本書は、稲葉が「まえがき」で述べているように、「社会倫理学」の講義というよりも、社会科学系の大学生のために書かれた「倫理学講義」である。したがって本書の講義内容は、社会倫理学に特化しているわけではない。それでも本書は、わざわざ社会科学系の学生のために書かれているので、社会科学系の学生の関心に応えるように、いくらか倫理学の社会的側面に重点をおいている。

本書の特徴

それでは次に、本書の特徴を述べていこう。第1に本書は、包括的である。すなわち本書は、規範倫理学とメタ倫理学と応用倫理学のすべてを取り扱い、倫理学の全貌を提示しようとする。

第2に本書は、今述べたすべての話題を266頁で述べようとするので、叙述が簡潔である。ここで本書の章立てを見ておこう。

- 第1回 倫理学とは何か？
- 第2回 規範倫理学Ⅰ 功利主義
- 第3回 規範倫理学Ⅱ 権利論
- 第4回 規範倫理学Ⅲ 徳倫理学
- 第5回 メタ倫理学Ⅰ 表出主義
- 第6回 メタ倫理学Ⅱ 実在論
- 第7回 メタ倫理学Ⅲ 錯誤説と逆転説
- 第8回 現代倫理学のコンテクスト
- 第9回 政治哲学

- 第 10 回 応用倫理学 I 生命医療倫理学
- 第 11 回 応用倫理学 II 環境倫理学
- 第 12 回 応用倫理学 III 動物倫理学
- 第 13 回 応用倫理学 IV AI 倫理学
- 最終回 人間とはどのようなものか？

今見たように、各章は「章」というよりも「第何回の講義」という体裁になっている。全 14 回の講義を 266 頁で述べるので、各回は平均 19 頁である。この平均値を基準にして、どの回が短くて、どの回が長いかを見ておこう。第 1 回から第 5 回までの講義と第 12 回の講義は短く、特に簡潔である。第 6 回と第 8 回と第 11 回の講義は平均前後の頁数である。少し長いのが第 7 回と第 10 回と第 13 回であり、はっきりと長いのが第 9 回と最終回である。第 9 回が長いのは、そこに稲葉が重点をおいているからだろう。最終回が 1 番長いのは、そこに稲葉の思い入れがあるからだろう。ただし残念ながら、最終回の講義は例外的に分かりにくい。

章立てを見ればすぐに分かるように、本書は主に 3 つの部分からなる。つまり、第 1 部が第 2 回から第 4 回までの規範倫理学であり、第 2 部が第 5 回から第 7 回までのメタ倫理学であり、第 3 部が第 10 回から第 13 回までの応用倫理学である。これら 3 つの部分は、歴史的順序でもある。つまり規範倫理学は 19 世紀までの倫理学、メタ倫理学は 20 世紀の 1960 年代までの倫理学、応用倫理学は 1970 年代以降の倫理学というように見ることができる。その意味で、本書は倫理学史の講義にもなっている。これが本書の第 3 の特徴である。

ただし細かく見ると、第 3 回の講義の中にジョン・ロールズが含まれている。その意味で第 3 回の講義は歴史だけではなく、現代の権利論も含んでいる。同じことは第 4 回の講義についても言える。第 4 回の講義は、昔の徳倫理学というよりも現代における徳倫理学の復興について述べている。とはいえ、それはあくまで「復興」であって、徳倫理学という考え方は歴史的部分に属する。

すでに述べたように、本書は主に3つの部分からなるけれども、実は3つの部分に収まらない部分がある。第8回と第9回の講義である。この2回の講義が、第1部・第2部と第3部をつないでいる。第8回の講義は、「現代倫理学のコンテキスト」と題されている。この題名を手がかりとすれば、第1部と第2部はどちらも倫理学の歴史に属する。すなわち、第1部は19世紀までの歴史、第2部は20世紀の歴史である。それに対して、第9回以降は現代倫理学ということになる。ということは、現代倫理学には、応用倫理学だけではなくて政治哲学も含まれるということである。実は応用倫理学よりも政治哲学のほうが、存在感が大きい。その意味でも、また本書が社会科学系の学生のために書かれたという意味でも、稲葉が第9回政治哲学を現代倫理学の最初にもってきて多くの頁数を使っているのは適切である。

本書が倫理学史でもあるという第3の特徴は、第4の特徴につながっている。稲葉は、倫理学の変遷を内的論理によってというよりも、社会状況から説明する。倫理学の流行をその社会的背景から説明してくれる。こうした外在的な説明が分かりやすい。例えば、どうして近代になって功利主義や権利論になったのか。稲葉は次のように説明する。

[17世紀の思想家たちは、]前世紀の宗教改革とそれに引き続く内戦を通じての、ヨーロッパにおける主権国家体制の確立のなかで、政教分離をふまえて、宗教、神学とは切り離された営みとしての哲学、政治についての思考を始めた……。 (39頁)¹

大規模で複雑な文明社会……においては、個人レベルで人々が自らの生において追求する価値は、あまりにも多種多様であり、しばしば互いに比較不能である。それゆえ人々を共存させる公共社会の基本枠組みは、具体的に人の生を導く実質的な価値（善）ではありえない。複数ある価値（善）のうちでどの価値が最も優先されるべきか、について万人の合意はほとんど得られそうにならない。現代の公共社会の基本枠組みはもっと抽象的で形式的な「正義」であるしかない。もちろんそれは生き方を導く具体的、かつ積極的な価値ではなく、そうした価値の追求にあたって人々が服さなければならない、どちらかといえ

¹ 頁数は、稲葉『社会倫理学講義』の頁数である。[]は、引用者（浅野幸治）が補った。

ば消極的な制約である。(40 頁)

また 20 世紀におけるメタ倫理学の興隆の背景には、論理実証主義——「哲学と実証科学との役割分担への意識の先鋭化」(107 頁)——がある。稲葉は次のように述べる。

科学革命の時代に神学から自立した西洋哲学は、同時並行して科学との分離の緒にもついていた。そして 18 世紀末から 19 世紀のはじめには、現実世界のありさまを認識し理解する主役は実証的な科学となり、哲学の任務はその批判的吟味・点検である、という分業関係ができてくる(カント哲学の「批判」にはそのような含意がある)。(108 頁)

哲学が「世界の客観的な現実の認識」(108 頁)には関わらないので、哲学の一部たる倫理学も「世界の客観的な現実の認識」には関わらないのである。メタ倫理学の背後には論理実証主義がある——このことは、考えてみれば歴史的事実として当たり前のことである。にもかかわらず、その当たり前のことを案外忘れがちなので、このことの指摘は的を得ている。同時に社会科学の発展という事情についても、稲葉は次のように述べる。

よりよい社会、正しい政策についての研究は、哲学ではなく、経済学などを中心とする実証的社会科学の領分と見なされるようになる。(10 頁)

さらに現代倫理学への転回については、稲葉は次のように述べる。

なぜロールズ『正義論』の登場がかくも状況を大きく変えたのかは必ずしも明らかではない。たしかにそれは「立派な哲学者はメタ倫理学をやるべき、規範倫理学なんて哲学的には無意味」という英語圏での風潮を劇的に変えはしたが、それは「規範倫理学なんて哲学的には無意味」という偏見を論理的に反駁したわけではない。むしろ「臆面もなく規範倫理学をやってみたら、案外おもしろくて哲学業界をはるかに超える反響があったから、あとはどうでもよい」という感じである。「こんなふうやっていいんだ」という模範演技となって、

以降（批判者も含めた）追隨者が続出して新時代となった、というわけで、「これまでのやり方は間違っていた！」と旧時代を終わらせたわけではない。（11頁）

とくに政治哲学の活況については、稲葉は次のように説明する。

そもそも、福祉国家的リベラリズムと最小国家論のリバタリアニズムとの対立の先鋭化も、共通敵であったマルクス主義の凋落と無関係ではないだろう。……1970年代以降は経済成長が鈍化する一方で、資本主義のオルタナティブだったはずの社会主義の失調も明らかとなり、福祉国家路線の是非をめぐるイデオロギー対立が先鋭化する。ロールズ以降の政治哲学における論争の活発化には、こうした背景がある。（137～138頁）

こうした外在的な説明の例としては、規範倫理学と政治哲学の違い、法哲学と政治哲学の違いについての説明も挙げられる。稲葉は、「倫理学は哲学科・倫理学科卒の、政治哲学は政治学科・法学科卒の研究者が名乗ることが多い」と説明し、「判例が少しは読めるのが法哲学者、読めないのが政治哲学者」と説明する。

第5の特徴として——これはすでに本稿の最初でも示唆したことだけれども——本書はやはり社会倫理学に重点をおいている。それは第9回の講義が政治哲学であることに最も強く現れている。第10回からの応用倫理学もすべて個人倫理というよりも政策課題という側面が強い。第2回の規範倫理学Ⅱで紹介されるカントの思想も、通常のように「義務論」と題されるのではなく、「権利論」と題されている。これは、稲葉がカント倫理学の法論部分を中心に考えているからである。そうであるから、ここにロールズも入ってくる。

稲葉の立ち位置

では、このようにさまざまな倫理学説を紹介する稲葉自身の立ち位置はどこにあるのか。稲葉自身は、どのような倫理学説を唱導し、どのような視点から本書を書いている

のか。まず稲葉は徳倫理学をあまり評価しない。これは、稲葉が「徳倫理学がはらむ差別」を指摘し、「徳倫理学の難点」を挙げる点で明らかである（43～45頁）。

では、功利主義と権利論の対立に関しては、どうか。第9回政治哲学では、「カントからリベラリズムへ」という思想動向が中心に据えられていて、稲葉は次のように述べる。

カント的なヴィジョンからは、自由な市場経済と、リベラル・デモクラシーの組み合わせという政治経済体制が、望ましいものとして導き出されてくる（128頁）

そしてリベラリズムとの対比で、稲葉は功利主義や徳倫理学、マルクス主義を位置づけ、徳倫理学とマルクス主義を退ける。かくして稲葉は、規範倫理的にはカント的権利論＝リベラリズムの立場に立つようである。

次にメタ倫理学に関しては、どうか。稲葉は、ディモックとフィッシャーに倣って、実在論か反実在論か、認知主義か非認知主義かという2つの対立軸によってメタ倫理学上の立場を4つに分類する。すなわち第1に認知主義的実在論、第2に認知主義的実在論、第3に非認知主義的実在論、第4に非認知主義的実在論である。まず稲葉は、認知主義的実在論の1つである G. E. ムーアの直観主義を退ける。次に非認知主義的実在論の中では、情動主義を退け、ブラックバーンの準実在論も退けるように見えるのに対して、ヘアの指令主義には共感的と思われる。たしかに稲葉がカント的権利論の立場に立つことを考えれば、稲葉の思考が、普遍妥当性を重視する指令主義と親近的であつても不思議ではない。ただし稲葉の真意はどうもそこにないらしい。

稲葉は、直観主義ではない認知主義的実在論である「自然主義的徳的実在論の方向で私論を」（69頁）述べる。ここで徳的実在論とは、徳的価値が実在するということであり、実在するとされる徳的価値とは、ものごとの機能ないし利用価値のことである（69頁）。さらに、何にとつての利用価値かと言えば、合理的主体間のコミュニケーションと共存にとつての利用価値である（71頁）。ごく簡単に言ってしまうと、徳

的価値とは、人間のコミュニケーションと共存にとっての利用価値ということになる。これが実在論であることの眼目は、何が人間のコミュニケーションと共存にとって利用価値があるかは、人間が恣意的に決められることなくして、客観的世界の側に根拠があるということである。

さて上で述べた稲葉の2つの立場、すなわち規範倫理学上のカント的権利論とメタ倫理学上の自然主義的道的実在論は、実は相性がよくない。というのも、稲葉が述べるように、「カント主義者の場合には、反実在論的傾向が強く、道徳を合意に基づく構築物とすることが多い」(106頁)、「カント的な倫理学にコミットする論者はどちらかというところ、メタ倫理学においては道徳についての反実在論に親近感を持つことが多い」(110頁)からである。これが自然な結びつきである。では稲葉は、自らのカント的権利論と自然主義的道的実在論をどのように整合させるのか。これが興味のあるところだけれども、稲葉はこの問いには答えていないように思われる。

すでに規範倫理学に関して述べたように、稲葉はリベラリズムの立場に立つ。リベラリズムの枠内での主要な対立軸は、福祉国家型リベラリズムか最小国家型リベラリズムかである。この対立軸に関しては、稲葉は自らの立場を明らかにしない。「同じ道徳原理のもとにおいても、場合によってはひとつの正しい解答が必ず出てくるとはかぎらない」と述べ(118～119頁)、福祉国家型リベラリズムと最小国家型リベラリズムの両方がありうると述べるのみである。

同じことは、グローバル正義論の論争点である、世界政府論か主権国家の連邦制かに関しても、現代戦争論の争点である、無差別戦争観か戦争違法化論かに関しても、言える。稲葉はリベラリズムの観点から一応、両方の可能性を認める。しかしながら、低強度紛争(=国家間戦争以外の武力紛争)からリベラリズムを守るためには、稲葉は次のように述べて、戦争違法化論=世界政府論に傾くようである。

これ(低強度紛争)をリベラリズムのもとに抑え込むには、リベラルな世界帝国の樹立によって、あらゆる武力行使を違法行為、犯罪とし、世界政府によるその鎮圧のみ例外と区分する以外にはないように思われる。(147頁)

この方向性が、リベラルでない国からリベラリズムを守るためにも示唆されている(149頁)。

次に応用倫理学に移ろう。脳死に関して稲葉の立場は不明である。尊厳死に関しては、稲葉の立場は否定的な印象を受ける。稲葉は次のように述べている。

医療・福祉システムによる「常識」の押しつけによって、優生学的見地からの遺伝病患者・障害者への強制的断種処置やさらには強制的「安楽死」が行われてきた……このような隠れた常識・通念の洗い直しがなされないままでの「尊厳死」の権利の拙速な導入は、こうした通念・常識への体制順応を強いる言い訳に「自己決定権の尊重」が用いられかねないのではないか？ という懸念は否定できない。(159～160頁)

ただし、稲葉のこの慎重な言葉遣いは、隠れた常識・通念の洗い直しを行ったうえで尊厳死の権利を導入するべきだという意味にもとれる。

人工妊娠中絶に関しては、稲葉は基本的に女性の「産む権利／産まない権利」を肯定する。これはリベラリストとして当然である。ただし稲葉は、「リベラルな優生学」に対して障害者の懸念が正当であることも認める。したがって両者を調停する理論はない。できるのはそのときどきの妥協であり、具体的には次のような方策である。

障害を持った子どもを産んでも保護養育者の負担がそれほどひどくなく、また障害を持った当事者も適切な医療福祉サービスや制度的支援によってよく社会参加し、幸福になれる社会環境を作って、「産む／産まない」の選択に直面した母親や養育者の決断の負担を軽くする(167頁)

道徳的配慮の対象たるパーソンの存在それ自体がよいことか悪いことか、という厄介な問題に関して、稲葉は、「よくも悪くもない」という答え方と「よいことだ」という答え方の両方を認める。「悪いことだ」という答え方は理論的可能性としてだけ検討しているようである。

次に環境倫理学に移ろう。環境倫理学での主要な争点である世代間正義の問題について、稲葉は問題の難しさを指摘するに留まる。もう1つの争点である脱人間中心主義についても、稲葉の立場は明確でない。

次に動物倫理学である。動物権利論か動物福祉論かという対立軸に関して、稲葉はどちらを採るでもなく、どちらにも一長一短があるという見方のようなものである。

最後のAI倫理学についても、稲葉は、このような問題がありうるということを紹介するのみである。これら応用倫理学の諸問題については、稲葉が「原理的に解くことができないような難問があるのかもしれない」と書いているとおりである（119頁）。

本書に書かれていないこと

最後に、私が本書になくて惜しいと感じる点をいくつか述べたい。第1に、ジョン・ロックのことが述べられていない。ロックについて述べるとすれば、第3回規範倫理学II 権利論のところにおいてである。そこで稲葉はジョン・ロールズの思想的淵源をカントに求めている。けれども、ロールズの『正義論』はロックの社会契約説の復興でもある。ロックの社会契約説をロールズが現代的に改訂したという説明のほうが、分かりやすいのではないか。

第2に、稲葉はカントの思想を権利論としてまとめている。しかし、そのために、カントの義務論の中で重要な要素が見失われている。それは、『人倫の形而上学の基礎づけ』の初めに述べられる「われわれが無制限に善とみとめうるものとしては、この世界の内にもまた外にも、ただ善なる意志しか考えられない」という思想である²。他のさまざまな善いものは、善なる意志がなければ悪用されうるし、行為の結果は、必ずしも行為者の自由にならず、他の偶然的要因によって左右されるからである。この善なる意志だけが唯一絶対的に善いものだという思想を出発点として、カントは道徳的命令の探究に向かうのである。カント思想のこの側面が割愛されるのは惜しまれる。

² カント『プロレゴメナ 人倫の形而上学の基礎づけ』（土岐／観山／野田訳、中公クラシックス、2005年）、240頁。

第3に、ロールズに関しても、重要な側面が省略されている。稲葉も述べるように、正義の第2原理は、「社会経済的不平等は、そのなかで最も恵まれない人々の利益を最大とするかぎり許容される」というものである(30頁)。この原理は「格差原理」と呼ばれ、格差を許容するための原理である。言い換えると、格差が導入される前の初期状態は社会経済的財の平等配分である。それは、ロールズによれば、社会という協働事業で生産された財の生産は全員によって成し遂げられたものであり、どの1人が欠けてもその財は完成しなかったと考えられるからである。たしかに、人によって社会的生産への貢献に大きい小さいの違いがあるかもしれない。しかし、そうした各人の社会的貢献の基にある、各人の持って生まれた才能は、各人の選択や功績によってではなく、各人に偶然に与えられたものにすぎない。かくしてロールズは、人々の才能を社会共同の財産と見なす。社会的に成功した人が成功できたのは、よい才能、さらにはよい家庭やよい教師、よい出会い等に恵まれたからにすぎない。こうしたよいものはすべて偶然の産物であり、道徳的観点からは恣意的である。したがって、仮に誰かの社会的貢献が大きかったとしても、その人がその貢献に値するわけではない。そのような思想が、社会経済的財の初期配分が平等配分だという想定を支えている。この点が省略されているために、格差原理と平均効用原理と「どちらが合理的か、は必ずしも明らかではない」(34頁)ということになるのではないか。

第4に、リベラリズムの中でも、稲葉はロールズ流の左派リベラリズムとロバート・ノージックに代表される右派リベラリズムの対立を紹介している。けれどもそこで稲葉は、ノージックの思想を最小国家論だと述べるのみで、ノージックがどのような論理で個人の権利から最小国家論に行くのかを説明していない。この点を説明しなければ、読者は、どうして最小国家よりも大きな国家が正当でないのかを理解できないだろう。この点も、私は重要だと思うので、書いてないのがいささか残念である。